

# 令和5年度 奈良県観光総合戦略推進補助金 募集要領（追加募集）

## 1. 趣旨

本県が令和3年7月に策定した奈良県観光総合戦略を戦略的に推進することを目的とします。

## 2. 補助対象事業

本補助金の対象事業は、奈良県観光総合戦略推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める以下の事業です。

- (1) 災害時における観光施設等の環境整備
- (2) 自然・歴史・文化資源の多言語化整備
- (3) イベントの企画・造成
- (4) 体験メニューの企画・造成
- (5) 魅力的な奈良の产品・食品の開発
- (6) ワークーション等環境の整備
- (7) 多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修
- (8) 観光施設等のバリアフリー化
- (9) 観光産業人材の育成
- (10) 無料公衆無線LAN環境の整備
- (11) 観光地における先進的な決済環境の整備
- (12) 公衆トイレの洋式化
- (13) 外国人観光案内所の整備・改良
- (14) 観光施設等の整備・改良
- (15) 多言語観光案内標識の整備
- (16) 地域の魅力の情報発信・プロモーション

## 3. 補助対象事業者

本補助金の対象事業者は、交付要綱第4条及び交付要綱別表2-1から2-16に定める以下の団体であって、県内に所在する団体です。

補助対象事業者	補助対象事業
(1)市町村	(1)災害時における観光施設等の環境整備
(2)複数の市町村で組織する広域連携団体	(2)自然・歴史・文化資源の多言語化整備
(3)観光協会	(6)ワークーション等環境の整備
(4)商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体	(10)無料公衆無線LAN環境の整備 (11)観光地における先進的な決済環境の整備 (14)観光施設等の整備・改良
(5)市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体	(15)多言語観光案内標識の整備

(1)市町村 (2)複数の市町村で組織する広域連携団体 (3)観光協会 (4)商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体 (5)市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体 (6)登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）	(3)イベントの企画・造成 (5)魅力的な奈良の產品・食品の開発 (16)地域の魅力の情報発信・プロモーション
(1)市町村 (2)複数の市町村で組織する広域連携団体 (3)観光協会 (4)商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体 (5)市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体 (6)登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く） (7)民間事業者（法人格を有する）	(4)体験メニューの企画・造成 (9)観光産業人材の育成
(1)市町村 (2)複数の市町村で組織する広域連携団体 (3)観光協会 (4)商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体 (5)市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体 (6)登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く） (7)民間事業者（法人格を有する）	(8)観光施設等のバリアフリー化 (12)公衆トイレの洋式化 (13)外国人観光案内所の整備・改良
宿泊事業者	(7)多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修

#### 4. 補助対象経費

本補助金の対象経費は、交付要綱第4条及び交付要綱別表2－1から2－16に定める経費です。※ただし、消費税及び地方消費税は含みません。各事業の詳細については、以下に記載の留意事項を十分ご確認ください。

## 【全ての事業における補助対象外経費】

- ・補助対象者の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含みます）
- ・人件費（給与、福利厚生費）
- ・食料費（会議・打ち合わせ等でのお弁当やお茶など）
- ・土地の取得に要する経費（土地購入費、補償費）
- ・補助対象事業者の構成員等に対する謝金及び旅費
- ・施設等の維持管理に要する経費（故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費を含みます）
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

※補助対象事業に関連する経費であっても補助対象として認められない経費がありますのでご注意ください。

## 【各補助対象事業にかかる留意事項】

### （1）災害時における観光施設等の環境整備

- ・災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていることを要件とします。
- ・災害時に避難施設として機能する場合に限ります。非常用電源の利用は、施設の運営に必要な範囲に限ります。
- ・安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とします。
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とします。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時等における電源供給が可能な場合には補助対象となります。

### （2）自然・歴史・文化資源の多言語化整備

- ・多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とします。
- ・舗装等の周囲整備等は補助対象外です。

### （3）イベントの企画・造成

- ・既存イベントは補助対象外とします。
- ・旅行者が受益する景品の購入や割引に係る経費は対象外とします。

### （4）体験メニューの企画・造成

- ・既存体験メニューの単なるプロモーションは補助対象外とします。
- ・旅行者が受益する景品の購入や割引に係る経費は対象外とします。

### （5）魅力的な奈良の产品・食品の開発

- ・既存产品・食品の単なるプロモーションは補助対象外とします。

## (6) ワーケーション等環境の整備

### ①施設の整備について

ワーケーション施設の整備は、受付、ワーキングスペース、トイレとし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限ります。詳細は以下のとおりです。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。躯体工事は除く。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら施設利用者が使用するもの）
- ・通信（LAN・電話）環境の整備

※当該補助対象事業に関わり、附帯して設置する LAN機器の整備に要する費用とします。なお、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とします。また、無料公衆無線 LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線 LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととします。

#### ・トイレ工事

※「(12) 公衆トイレの洋式化」に記載の留意事項に準じます。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつワーケーション施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限ります。

- ・案内標識
- ・掲示物

※本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとします。

- ・セキュリティ関係機器、システムの整備
- ・事務費とは、工事等に要する設計費及び工事管理費をいいます。

### ②ホームページ等の整備について

- ・当該補助対象事業に関わり、附帯して整備するホームページ等に要する費用とします。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限ります。
- ・ホームページ等とは、補助対象事業者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーション（新規開設又は新たに予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が掲載されたものとします。予約システムとは、オンライン上で多言語により本補助事業の対象となる施設の利用予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとします。

### ③多言語対応及び決済環境の整備について

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末及び・多言語案内・翻訳システム機器について

は、本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限ります。

- ・A I チャットB o tについては、本補助事業の対象となる施設情報等を提供するA I チャットB o tを整備するものとします。ただし、施設特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用に限ります。
- ・キャッシュレス決済環境整備については、「機器購入費」(キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用)、「機器設置費用」(キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費)を対象とします。

#### ④補助対象外経費について

以下の整備は補助対象としません。

- ・躯体工事
- ・消耗品、印刷製本費
- ・利用者に貸与するパソコンおよびタブレット端末、飲食物を提供する機器
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

### (7) 多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修

#### ①交付要綱別表2－7、補助対象経費1～9、12にかかるものについて

- ・同一客室内において、以下のア～ウの全て又はいずれかを整備することにより、同一客室内におけるア～ウの整備が完備される場合は、客室の整備も対象とします。  
ア　客室内の無料公衆無線L A N環境 (W i – F i)  
イ　客室内の洋式便器（トイレの洋式化）  
ウ　客室内の多言語対応（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備等）

※すでに整備されているものを更新、高度化するものは対象となりません。

（W i – F i 機器の更新、洋式便器のウォシュレット化等）

※無料公衆無線L A N環境は、客室にアクセスポイントが設置されている場合に限ります。

#### 【対象外となる経費】

- ・宿泊事業者等団体の運営費や構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の人件費、中古品機器の購入・設置費用（新品機器のみ補助対象）、補助対象事業に係るコンサルティング料・維持管理費用（ランニングコスト）、ホームページ維持管理料・タブレット端末の使用料、機器のリース・レンタル費用、故障等に備えるための予備の機器及び部品の購入費用等

※補助対象事業に関連する経費であっても補助対象として認められない経費がありますのでご注意ください。

#### ②交付要綱別表2－7、補助対象経費10、11にかかるものについて

- ・本補助金の対象となる経費は、下表のとおりとします。

補助対象経費	具体的改修例
<b>①客室における改修等</b> <改修箇所> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室出入口</li> <li>・トイレ</li> <li>・浴室</li> <li>・洗面所</li> <li>・その他客室内</li> </ul>	<主な改修内容> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの設置</li> <li>・スロープ（傾斜路）の設置</li> <li>・出入口の拡幅</li> <li>・開き戸から引き戸へ改修</li> <li>・聴覚障害者・視覚障害者用案内信号装置の設置</li> <li>・車椅子使用者が利用しやすい洗面台の設置</li> <li>・着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックの設置</li> <li>・段差解消</li> <li>・バリアフリールームへの改修等</li> </ul>
<b>②共用部における改修等</b> <改修箇所> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の通路</li> <li>・駐車場</li> <li>・建築物の出入口、フロント等</li> <li>・廊下、屋内通路</li> <li>・階段</li> <li>・エレベーターその他昇降機</li> <li>・トイレ、洗面所</li> <li>・浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室</li> <li>・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等</li> <li>・その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると認められる箇所</li> </ul>	<主な改修内容> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの設置</li> <li>・スロープ（傾斜路）の設置</li> <li>・出入口・廊下幅の拡幅</li> <li>・エレベーター又は段差解消用昇降機の設置</li> <li>・車椅子使用者用便房への改修</li> <li>・オストメイト用設備の設置</li> <li>・車椅子使用者が利用しやすい浴槽への改修</li> <li>・車椅子使用者が利用しやすいシャワールーム（ブース）への改修</li> <li>・開き戸から引き戸へ改修</li> <li>・聴覚障害者・視覚障害者用案内信号装置の設置</li> <li>・着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックの設置</li> <li>・視覚障害者用誘導ブロックの設置</li> <li>・段鼻の滑り止め改修</li> <li>・点字、音声等による案内版の設置</li> <li>・ピクトサインの設置</li> <li>・車椅子使用者用駐車施設の整備等</li> </ul>

#### 【対象外となる事業】

- ・法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。
- ・これから新築、またはバリアフリー設備の整備を目的としない増築、改築を行う場合は、補助対象外です。
- ・過去に観光庁のバリアフリー化促進事業により改修した箇所と同一箇所の改修は補助対象外です。
- ・補助対象事業での整備する設備・機器は新品に限ります。中古品は、中古市場におい

て価格設定の適正性が明確ではないため対象となりません。

【対象外となる経費】

- ・宿泊事業者的人件費等の経常的経費、ランニングコストやレンタル・リース費用、コンサルティング経費、バリアフリー機能向上を伴わない、又はバリアフリー化に関連しない改修、設備等の更新・交換等、建築基準法等に定める法定検査費用等、工事代金支払いのための振込手数料、予備部品等の購入費用等

※補助対象事業に関連する経費であっても補助対象として認められない経費がありますのでご注意ください。

(8) 観光施設等のバリアフリー化

- ・外国人観光客を含む旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下の要件のいずれも満たすこととします。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととします。

ア エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。

イ エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

・工事費とは、機器（エレベーター、スロープ等）の購入及び工事に要する費用とします。

・附帯工事費とは、エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事や解体工事に直接要する費用を含むものとします。

・事務費とは、工事等に要する設計費及び工事管理費をいいます。

・外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない費用等は補助対象外とします。

(9) 観光産業人材の育成

・研修等の事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子等の什器類、事務機器等）は補助対象外とします。

(10) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下の整備は補助対象としません。

- ・躯体工事
- ・消耗品、印刷製本費
- ・利用者に貸与するパソコンおよびタブレット端末、飲食物を提供する機器
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的と

する整備に要する費用等

(11) 観光地における先進的な決済環境の整備

- ・多言語対応の整備は、「コンテンツ作成」（店内表示及びメニューの多言語化に係るコンテンツの作成（翻訳費を含む。）に要する費用）、「機器購入費」（多言語化された店内表示及びメニューの提供に係る機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（多言語化された店内表示及び機器の設置に要する費用）を補助対象とします。
- ・メニューのオンライン化対応は、「機器購入費」（店舗における閲覧・注文端末、従業員用端末、キッチンプリンター、キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（店舗における閲覧・注文端末、キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費（初期設定費用を含む。））を補助対象とします。
- ・ホームページの整備は、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる外国人観光客の受入に関する情報発信を目的とするものに限ります。ただし、特定の宗教を助長・促進することを目的とした内容のもの及び特定の認証制度等が記載されたものは除きます。
- ・月額システム利用料、保守サポート料等維持運用に要する費用、端末管理費等は補助対象外とします。

(12) 公衆トイレの洋式化

- ・本補助事業の対象となる公衆トイレは外国人観光客を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していることを要件とします。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに要件を満たすものとします。
- ・洋式便器の新設とは、新築、建替、増築又はレイアウト変更を伴う改修時において、新規に設置される洋式便器の整備を示します。
- ・洋式便器の交換とは、温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器に交換する整備を示します。なお、便器の高機能化とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する整備を示します。
- ・温水洗浄便座の交換とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する高機能化を伴う温水洗浄便座に交換する整備を示します。
- ・清潔機能等向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）における汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備、又は、先進情報技術等の活用によってトイレ施設内の清潔等の維持・管理を実施するために必要とされる整備を示します。
- ・本整備に係る設計に要する経費は、補助対象事業の実施期間内に設計から施工まで実施する場合に限って補助対象とします。

- ・以下の整備は補助対象外経費とします。  
和式便器の整備、案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管等）、仮設トイレの設置等。

#### (13) 外国人観光案内所の整備・改良

##### ①先進機能の整備について

対象経費は以下のとおりです。

- ・V R 機器（観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するもの。）
- ・デジタルサイネージ

※観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの（コンテンツ作成を含む。）とします。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・多言語音声ガイド

※観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとします。

- ・A I チャットB o t

※訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報を提供するA I チャットB o tを整備するものとします。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用に限ります。

##### ②L A N環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するL A N機器の整備に要する費用とします。ただし、「機器購入費」（L A N機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限ります。

##### ③多言語での情報発信に関わる整備・改良

###### ・案内標識

本補助事業の対象となる観光案内所又は案内所周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとします。

###### ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするものとします。

###### ・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするものとします。

- ・オンラインコンテンツ

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とします。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限ります。

- ・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとします。

#### ④観光案内所の整備・改良について

- ・観光案内所の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とします。  
ただし、本補助事業の対象となる観光案内所内の体験・交流スペースも補助対象とし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限ります。
- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら当該案内所利用者が使用するもの）
- ・トイレ工事

※「(12) 公衆トイレの洋式化」に記載の留意事項に準じます。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ観光案内所機能の向上を図るための工事の実施に附隨する場合に限ります。

#### ⑤免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する「機器購入費」（免税対応端末等及び付属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（免税対応端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）、「免税手続カウンターの購入に要する費用」及び「その他免税販売手続きの電子化対応に要する費用」を対象とします。

※免税手続カウンターへの整備は、商店街、テナントビル等、消費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能とします。

#### ⑥地域におけるコト消費促進のための環境整備

- ・チケット予約・販売用機器（多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器）
- ・システム構築費（チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするもの。）
- ・キャッシュレス決済環境整備

※チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備とします。ただし、「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）に限ります。

- ・プリンター（チケットを発券するため、又はキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンター）
- ・附帯工事費

#### ⑦補助対象外経費について

以下の整備は補助対象としません。

- ・新築・建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・外国人観光客が利用せず、かつ案内所業務に使用しないスペースにおける整備 等

#### (14) 観光施設等の整備・改良

- ・補助対象経費1～4の留意事項については、(13) 外国人観光案内所の整備・改良に記載のものに準じます。
- ・以下の整備は補助対象としません。  
新築・建替時における躯体工事、案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用、地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用、補助対象事業者が通常の業務活動としての利用又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

#### (15) 多言語観光案内標識の整備

- ・多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とします。
- ・舗装等の周囲整備等は補助対象外です。

#### (16) 地域の魅力の情報発信・プロモーション

##### ①旅行博等イベント出展

- ・出展ブースの設置費用、事業のための旅費は以下のとおりとします。  
海外又は日本国内において、旅行会社・メディア・一般消費者等を対象に開催される旅行博・見本市等に出展するためのブース設置経費、プレゼンテーションに係る経費、旅費、アンケート調査費、集客のための広報費等の経費
- ・以下の経費は補助対象外とします。  
J N T Oが出展するイベントにD M Oが独自に出展する場合の経費、毎月海外へ渡航する場合等恒常に発生する旅費

##### ② 広告・宣传

- ・W E B・S N Sを活用した広告経費は以下のとおりとします。  
ユーザーの過去の閲覧ページの状況をみて関連性の高い広告を表示する行動ターゲティング広告、検索キーワードに連動する検索連動型広告等の、W E BまたはS N Sを活用した広告経費等の経費（個人が広告を閲覧した場合、その後の行動分析を行い、次のマーケティングやプロモーション施策に反映するよう努めること。）
- ・メディア招請経費は以下のとおりとします。  
T V・新聞・雑誌・フリーペーパー・ラジオ等、市場ごとの特性を踏まえた、その

市場に対し有効なメディアの招請、ファムツアーや実施、その後の情報発信に係る経費

- ・インフルエンサー招請経費は以下のとおりとします。

ブログやSNSを運用するインフルエンサーの招請、ファムツアーや実施、その後の情報発信に係る経費

- ・交通事業者等の民間事業者と連携したキャンペーンの実施経費は以下のとおりとします。

交通事業者、宿泊業者、旅行業者等民間事業者の、旅行者向け事業実施に合わせた、旅行キャンペーンの企画、広告等プロモーションの実施に係る経費

特に交通事業者においては、路線拡大や新規就航に合わせ、車内・機内または空港・駅等の交通結節点におけるプロモーションの実施に係る経費

- ・現地旅行エージェントを活用したプロモーション経費は以下のとおりとします。

現地の旅行業界に精通したマーケティング企業等のエージェントを介したプロモーション実施に係る経費

### ③ プロモーション資材作成

- ・プロモーション画像・動画の作成経費は以下のとおりとします。

地域のプロモーション活動に使用するための画像・動画等の撮影、デジタルコンテンツの製作経費、動画編集、多言語化に係る経費（ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成した動画・画像はホームページ等インターネット上で広く活用することを前提とする。）

- ・プロモーション用パンフレット類の作成経費は以下のとおりとします。

地域のプロモーション活動に使用するための写真の撮影、パンフレットの製作、デザイン、多言語化に係る経費（ただし、成果品の活用方法と目的・目標を事前に定めるとともに、最終的な成果把握に努めること。また、作成したパンフレットはホームページ等インターネット上で広く活用することを前提とする。）

## 5. 補助率及び補助上限額

補助率：補助対象経費から国庫補助金、奈良県以外の地方公共団体もしくは民間団体からの補助金及び補助対象事業の実施により得られた入場料等の収入を除いた額の1／3以内

複数の市町村又は複数の地域に跨がる地域の市町村及び観光事業者で組織する連携団体において実施している事業は1／2以内

※交付額は千円単位とし端数は切り捨てます。

## 複数の市町村又は複数の地域に跨がる地域の市町村及び観光事業者で組織する連携団体について

- ・規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ予算、決算及び会計処理が行われているものとします。
- ・補助申請事業の内容が連携団体の事業計画等に位置づけられていること。
- ・ハード事業については、連携団体として、設置（改修）だけではなく、維持管理も継続して行うものとし、協議会を解散することになった場合について、規約等において以後の財産の管理者を明確にしてください。ただし、（7）多様なニーズに応じた宿泊施設の改修は対象外となります。
- ・連携団体に他府県が参画している場合は、他府県分との事業費が明確に分かれていなければ補助対象外とします。

補助上限額：補助対象事業毎に異なり、以下のとおりです。

補助対象事業	補助上限額 (1事業あたり)
(1) 災害時における観光施設等の環境整備	400万円
(2) 自然・歴史・文化資源の多言語化整備	400万円
(3) イベントの企画・造成	400万円
(4) 体験メニューの企画・造成	400万円
(5) 魅力的な奈良の產品・食品の開発	400万円
(6) ワーケーション等環境の整備	400万円
(7) 多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修	1～9、12にかかるもの 150万円 10、11にかかるもの 300万円
(8) 観光施設等のバリアフリー化	1,200万円
(9) 観光産業人材の育成	400万円
(10) 無料公衆無線LAN環境の整備	400万円
(11) 観光地における先進的な決済環境の整備	400万円
(12) 公衆トイレの洋式化	1,200万円
(13) 外国人観光案内所の整備・改良	1,200万円
(14) 観光施設等の整備・改良	1,200万円
(15) 多言語観光案内標識の整備	400万円
(16) 地域の魅力の情報発信・プロモーション	400万円

補助金は予算の範囲内での交付になります。<参考>R5年度 県予算：30,000千円

## 6. 事業計画の提出

交付申請に先立ち、事業計画の審査を実施します。審査は以下の書類にて行いますので、期日までに提出してください。

### (1) 提出書類

①補助金計画認定申請書 ※市町村と民間事業者とで様式が異なります。

#### 【市町村等用】

- ・市町村
- ・複数の市町村で組織する広域連携団体
- ・観光協会

#### 【民間事業者等用】

- ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合並びに商店街及び商業団体で法人格を有する団体
- ・市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体
- ・民間事業者（法人格を有する）
- ・登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）
- ・宿泊事業者

②事業計画書（要綱第1号様式 別紙1）

③収支予算書（要綱第1号様式 別紙2）

④国へ提出した要望書及び添付書類の写し（該当がある場合）

⑤国へ提出した交付申請書及び添付書類の写し（該当がある場合）

⑥国庫補助金の交付決定通知書の写し（該当がある場合）

⑦その他知事が必要と認める書類

- ・補助対象経費の算出根拠となる書類

複数の事業者からの見積書をご用意ください。

複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。（通販サイトの単なるＨＰ等は不可）

- ・工事を伴う事業の場合、設計図、図面、位置図、写真等
- ・実行委員会・協議会など法人格を有しない団体の場合、規約、構成員の名簿、決算書類等活動実績がわかるもの 等

### (2) 提出先

奈良県観光局ならの観光力向上課 もてなし力向上係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL 0742-27-8051

#### ※注意事項

- ・すべての書類について、押印不要です。
- ・提出期限は厳守でお願いします。期限を過ぎますと受付できません。
- ・書類を送付する際は、簡易書留や特定記録等の配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。
- ・FAXやメール、持ち込みによる提出は受付できません。

- ・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・採択された事業は、効果分析や周知広報等の目的で、個人情報や経営情報を除き、内容等を公表する場合があります。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。  
記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合、申請を受理できない場合があります。提出前に申請者ご自身でよく確認してください。
- ・提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。  
適宜コピーを残すなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・申請書類作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。
- ・お問い合わせは基本メールにて行っていただきますようご協力お願いします。訪問による質問等はご遠慮ください。  
また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

E-mail [narakanko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:narakanko@office.pref.nara.lg.jp)

### (3) 募集期限

令和5年8月29日（火）【当日消印有効】

## 7. 事業計画の審査

事業計画は、審査会を開催しその意見を聞いた上で、以下のポイントを総合的に勘案して、認定します。

### (1) 審査のポイント

#### 【事業の効果】

奈良県観光総合戦略の推進にとって有意義な事業であるか。  
観光客の受入れに有効な整備であるか。

#### 【地域性】

地域の現状課題を的確に捉え、地域に根付いた事業であるか。  
地域や他の事業との連携により相乗効果が見込めるか。

#### 【実施内容の適切性】

目的の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか。

#### 【計画の実現性】

実現可能性のある具体的な計画であるか。  
一過性の取組ではなく、過去及び今後において、体系的に計画しているか。

#### 【公益性】

不特定多数の者に効果が還元される公益性の高いものであるか。

#### 【経費積算の適格性】

経費の積算は事業内容とバランスがとれ適切か。

## (2) 審査結果の通知

審査の結果については、事業計画審査結果通知書の送付にてお知らせします。

また、審査会の内容及び審査結果等に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

## 8. 交付申請及び交付決定

事業計画が認定された場合、事業計画審査結果通知書の受領後、速やか（概ね2週間以内）に交付申請書類（交付申請書（要綱第1号様式）及び添付書類）を提出してください。

交付申請後、隨時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

※使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助額を増額することはできません。

※使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

## 9. 事業の変更または中止

(1) 事業計画を変更（軽微な変更を除く）し、または中止若しくは廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けてください。

(2) 軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とします。

## 10. 実績報告

事業完了後速やかに提出してください。（事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで）

### <提出書類>

- ①実績報告書（第4号様式）
- ②事業報告（第4号様式 別紙1）
- ③収支決算書（第4号様式 別紙2）
- ④国へ提出（予定）する実績報告書及び添付書類の写し（該当がある場合）
- ⑤その他知事が必要と認める書類

契約～支払いまでの一連の実績が分かる書類

例：契約書・発注書（写）、納品書・完了届（写）、完了検査書（写）、（工事の場合）施工写真、（印刷物作成の場合）成果物、請求書（写）、領収書（写） 等

## 11. 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、交付請求書（第5号様式）を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

## 12. 今後のスケジュール（予定）

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 8月 8日（火）  | 募集開始            |
| 8月 29日（火） | 事業計画審査書類提出〆切    |
| 9月 7日（木）  | 事業計画審査会実施       |
| 9月 中旬～下旬  | 事業計画審査結果通知書発送   |
| 9月 下旬～    | 交付申請書類提出・交付決定予定 |